

NPO法人健康と幸せの会 会費規定

(総則)

第1条 この規定は、NPO法人健康と幸せの会定款第8条の「会費」に関して必要な事項を定める。

(会費の種類)

第2条 この規定で定める年会費は、次のとおりとし、会費は毎年納入しなければならない。

正会員	1,000 円
賛助会員	10,000 円

(会費の不返還)

第3条 既納の会費は定款第12条に基づき、その理由の如何を問わず返還しない。

(会費の事業年度)

第4条 本規定第2条で定めた会費の有効期限は、定款第53条に準じ、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わるものとする。

2 入会が前項の定める年度の途中であっても、年会費として納入しなければならない。

(規定の改正)

第5条 本規定の改廃は、理事会の決定によるものでなければならない。

(会費の滞納)

第6条 会費を2年間滞納した会員は、定款第10条の退会届の提出があったものとみなす。

附則

1. 通常総会で議決権を有する社員は、前年度の会費を納入したものに限る。

2. この規定は平成22年1月28日付をもって施行する。